

## 【別紙1】

# 済生会大牟田ライフケア院（重要事項説明書）

（令和5年11月1日現在）

## 1. 施設の概要

### 1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人 恩賜  
財団 福岡県済生会  
介護老人保健施設 大牟田ライフケア院
- ・施設長名 石倉 昭彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 4054480076号
- ・開設年月日 平成3年4月23日
- ・所在地 〒837-0916  
大牟田市田隈599番18
- ・電話番号 (0944) 52-8899
- ・ファックス番号 (0944) 52-8898
- ・Eメール lifejimu@arion.ocn.ne.jp

### 2) 介護老人保健施設の理念

- (1) 利用者の意思と人格を尊重し、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。
- (2) 家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

### 3) 介護老人保健施設の役割

#### (1) 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

#### (2) リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

#### (3) 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

#### (4) 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が続けられるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

(5) 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

(6) 無料低額療養介護施設

済生会は、「救療済生」の理念のもとに、経済的に恵まれない利用者に対し、社会福祉法人としての使命達成に努めます。

4) 施設の職員体制

施設長（医師）	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
薬剤師	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
看護職員（入所）	4名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
		早出の勤務時間	6：30～15：00
		遅出の勤務時間	10：30～19：00
		夜勤の勤務時間	16：30～ 9：00
介護職員（入所）	10名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
		早出の勤務時間	6：30～15：00
		遅出の勤務時間	10：30～19：00
		夜勤の勤務時間	16：30～ 9：00
看護職員（通所）	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
介護職員（通所）	4名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
理学療法士等（入所）	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
		（通所）1名以上	正規の勤務時間
支援相談員	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
管理栄養士	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
介護支援専門員	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
歯科衛生士	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
事務員	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00

5) 入所定員等

- ・定員 40名（うち、短期療養介護・介護予防短期療養空床利用）
- ・療養室 2人室 4室、 4人室 8室

6) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 定員40名

7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日

営業日 月・火・水・木・金・土曜日、祝日とします。

但し、年始の1月1日から1月2日までは休日とします。

営業時間 午前8時30分から午後17時00分

## 2. サービス内容

### ①サービス計画の立案

施設サービス計画・短期入所療養計画、・通所リハビリテーション計画・介護予防サービス支援計画書（介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション）等、それぞれの計画立案にあたっては利用者に関わるあらゆる職種・職員の協議のもとに作成されますが、その際利用者・扶養者（家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意を頂くようにしています。

### ②食事（原則として食堂でとっていただきます。）

・朝食 8時00分から ・昼食 12時00分から ・夕食 18時00分から

### ③入浴（一般浴槽のほか、介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

### ④医学的管理・看護

### ⑤介護（退所時の支援も行います）

### ⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室で行いますが、施設内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

### ⑦相談援助サービス

### ⑧理容美容サービス

理容美容師が当施設へ出張してまいります。（施設入所、短期入所のみ）

### ⑨利用時間の延長利用

通所リハビリテーションにおいて、ご家族等が何らかの理由により、居宅介護サービス計画で定められた利用時間を延長する場合、延長加算に適応します。

## 3. 利用者負担の額

利用者負担の額を以下のとおりにする。

（1）保険給付の自己負担額を別に定める利用料金表により支払いを受ける

（2）法定代理受領サービス以外の利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食費の費用、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、電気料、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用料金表に掲載の料金により支払いを受けた場合、領収書を交付する。

（3）「食事」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階②まで）の利用者の自己負担額については、利用者負担説明書に示す。

## 4. 記録

当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の家族等（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

#### 5. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を家族に説明し同意のもとに行い、診療記録に記載する。

#### 6. 虐待防止に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための施設職員に対する研修の実施
  - ② 利用者及びその扶養者（家族）からの苦情処理体制の整備
  - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、施設職員又は扶養者若しくは利用者の家族等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 7. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### 8. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力病院、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとしします。
- 4 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとしします。

#### 9. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力を頂き利用者の状態が急変

した場合には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名称 福岡県済生会大牟田病院
  - ・ 住所 大牟田市田隈 8 1 0
- ・ 協力歯科医療機関
  - ・ 名称 まつだ歯科
  - ・ 住所 大牟田市手鎌 7 4 3

◇緊急時には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

## 2 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合は、他の施設・医療機関を紹介させていただきます。

### 1 0. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

また、水防法第 1 5 条の 3 第 1 項に基づく、利用者の洪水、高潮時の避難確保計画を行っています。

- (1) 火元責任者には、当施設の職員を充てる。
- (2) 防災設備（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知機設備、火災報知設備、誘導灯、防排煙設備、非常電源「自家発電設備」「蓄電池設備」）点検は契約保守業者に依頼している。点検の際は、防火管理者が立ち会っています。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (4) 基礎訓練（消火・通報・避難）を年に 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練）を行っています。また、防災教育は年に 1 回以上行っています。

### 1 1. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、処罰を求めるものとする。

### 1 2. ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、研修を定期的実施するなど必要な措置を講じ、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）  
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

#### 【ご利用にあたって】

- ◎ ご利用の申込み時には、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- ◎ 当施設は、入院の必要のない程度の方々を対象としていますが、医師、看護職員が常勤していますので利用者の状態を把握して適切な医療・看護を行い、利用者の立場に立って明るく家庭的な雰囲気のもとで安心して生活いただけるよう心がけていますので、ご利用の皆様には下記の点にご留意下さい。
- ・面会  
8時30分から19時00分までとなっていますが、ご家族等の都合によりそれ以外の時間帯になる場合にはご連絡下さい。
  - ・外泊  
1ヶ月につき6日を限度として外泊できますので申し出下さい。
  - ・飲酒、喫煙  
原則としてご遠慮願います。但し、医師の判断により例外的に量を制限し許可することがあります。施設敷地内は禁煙とします。
  - ・火器の取り扱い  
火器類の持込は、固くお断り致します。
  - ・所持品、備品等の持込  
必要最小限の持込をお願いします。
  - ・金銭、貴重品の管理  
利用者自身で行うが、基本的には持ち込みは禁止する。利用者が所持され紛失その他被害が生じた場合、当施設としての責任は、負いかねますのでご了承願います。
  - ・外泊時等の施設外での受診  
外泊時等に受診の必要が生じた場合は、事前に当施設へご連絡下さい。
- ※ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持込等については、堅くお断り致します。
- ◎ 要望及び苦情等の相談  
当施設には、支援相談員が受け付け窓口となりますので、お気軽にご相談下さい。また、各階に備え付けた「ご意見箱」をご利用下さい。  
要望・苦情等の解決の結果は、個人情報に関するものを除き、掲示板の「お意見にお答えします」にて公表致します。

済生会大牟田ライフケア院（多床室）利用料金表

報酬項目		1割	2割	3割		
介護保健施設サービス費 (Ⅰ)	(三)介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室＞ 【基本型】	【基本型】 厚生労働省が定める指標が 40点以上60点未満の 場合	要介護1	793	1,586	2,379
		要介護2	843	1,686	2,529	
		要介護3	908	1,816	2,724	
		要介護4	961	1,922	2,883	
		要介護5	1,012	2,024	3,036	
	(四)介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜多床室＞ 【在宅強化型】	【在宅強化型】 厚生労働省が定める指 標が60点以上の場合	要介護1	871	1,742	2,613
		要介護2	947	1,894	2,841	
		要介護3	1,014	2,028	3,042	
		要介護4	1,072	2,144	3,216	
		要介護5	1,125	2,250	3,375	
夜勤体制加算		24	48	72		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		33	66	99		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		258	516	774		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		200	400	600		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)		240	480	720		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)		120	240	360		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		51	102	153		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51	102	153		
外泊時費用(1月に6日を上限とする)		362	724	1,086		
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)(1月に6日を上限とする)		800	1,600	2,400		
ターミナル ケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1,900	3,800	5,700		
	ターミナルケア加算(2~3日)	910	1,820	2,730		
	ターミナルケア加算(4~30日)	160	320	480		
	ターミナルケア加算(31~45日)	72	144	216		
初回加算(Ⅰ)		60	120	180		
初回加算(Ⅱ)		30	60	90		
退所時栄養情報連携加算		70	140	210		
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)療養食含)		200	400	600		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450	900	1,350		
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		480	960	1,440		
退所時等 支援等加算	試行的退所時指導加算	400	800	1,200		
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500	1,000	1,500		
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250	500	750		
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600	1,200	1,800		
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400	800	1,200		
	訪問看護指示加算	300	600	900		
協力医療機関連携加算(1)(R6年度まで)/月		100	200	300		
協力医療機関連携加算(1)(R7年度から)/月		50	100	150		
協力医療機関連携加算(2)(R7年度から)/月		5	10	15		
経口移行加算/180日以内		28	56	84		
経口維持 加算	経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1,200		
	経口維持加算(Ⅱ)	100	200	300		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90	180	270		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110	220	330		
療養食加算(1食)		6	12	18		
かかりつけ医連携薬 剤調整加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140	280	420		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70	140	210		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240	480	720		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100	200	300		
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	518	1,036	1,554		
	特定治療					
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239	478	717		
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480	960	1,440		
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		150	300	450		
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		120	240	360		
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	400	600		
自立支援促進加算		300	600	900		

科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	80	120
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60	120	180
安全対策体制加算(1回)		20	40	60
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	6	9
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	26	39
排泄支援加算	排泄支援加算(Ⅰ)	10	20	30
	排泄支援加算(Ⅱ)	15	30	45
	排泄支援加算(Ⅲ)	20	40	60
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(1月につき)		10	20	30
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)(1月につき)		5	10	15
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)		240	480	720
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき)		100	200	300
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき)		10	20	30
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	44	66
介護職員処遇改善加算(1)	令和6年5月31日まで	所定単位×39/1000		
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年5月31日まで	所定単位×8/1000		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年6月1日より	所定単位×75/1000		

実費負担～令和6年7月

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	0	150	50
第2段階	390	370	150	50
第3段階①	650	370	150	50
第3段階②	1,360	370	150	50
第4段階	1,445	377	150	50

実費負担 令和6年8月～

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	0	150	50
第2段階	390	430	150	50
第3段階①	650	430	150	50
第3段階②	1,360	430	150	50
第4段階	1,445	437	150	50

※二人部屋(特別な室料) 1日 770円

※日常生活費及び教養娯楽費は利用者の選択です。

その他の費用

電気代	私物洗濯代	55円/枚	文書料	診断書(一般)	2,200円
	テレビ	10円/日		診断書(生命保険)	5,500円
	冷蔵庫	20円/日		死亡診断書	3,300円
	毛布	20円/日			



済生会大牟田ライフケア院 多床室 短期入所療養介護 利用料金表

報酬項目		1割	2割	3割	
介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)【基本型】	要介護1	830	1,660	2,490	
	要介護2	880	1,760	2,640	
	要介護3	944	1,888	2,832	
	要介護4	997	1,994	2,991	
	要介護5	1,052	2,104	3,156	
	短期入所療養介護費(iv)【在宅強化型】	要介護1	902	1,804	2,706
		要介護2	979	1,958	2,937
		要介護3	1,044	2,088	3,132
		要介護4	1,102	2,204	3,306
		要介護5	1,161	2,322	3,483
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日)(在宅における、難病及びがん末期の場合)		—			
L	(1) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(3時間以上4時間未満)	664	1,328	1,992	
	(2) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(4時間以上6時間未満)	927	1,854	2,781	
	(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(6時間以上8時間未満)	1,296	2,592	3,888	
夜勤体制加算(夜間帯の職員数が、利用者20名に対して1名以上の配置を実施した場合)		24	48	72	
個別リハビリテーション実施加算(個別のリハビリテーション計画にもとづき、個別のリハビリを20分実施した場合)		240	480	720	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)※(BPSD(幻覚、妄想、興奮、不穏、徘徊等)に対応した場合)		200	400	600	
若年性認知症利用者受入加算(※との併用不可)(65歳未満で認知症がある場合)		120	240	360	
総合医学管理加算(10日を上限)(感染症や熱発等の状況で受け入れを行った場合)		275	550	825	
口腔連携強化加算(1回につき50単位(1月に1回を限度))(歯科衛生士又は介護士による口腔の評価した場合)		50	100	150	
緊急短期入所受入対応加算(7日~14日を上限)(家族の事情により緊急受け入れを実施した場合)		90	180	270	
重度療養管理加算(介護4・5の利用者に対して、医学的管理を実施した場合)		120	240	360	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)(厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)(厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
送迎加算(片道あたり)(自宅と施設間の送迎を実施した場合)		184	368	552	
療養食加算(1食)(医師の処方により療養食を提供した場合)		8	16	24	
認知症専門ケア加算(I)(専門的な認知症ケアを行った場合)		3	6	9	
認知症専門ケア加算(II)(専門的な認知症ケアを行った場合)		4	8	12	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理(1日につき連続3日まで)(緊急や無得ず医療行為が必要となった場合)	518	1,036	1,554	
	特定治療	—			
生産性向上推進体制加算(I)(見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		100	200	300	
生産性向上推進体制加算(II)(見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		10	20	30	
サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算(I)			
		22	44	66	
介護職員処遇改善加算(1)		令和6年5月31日まで			
		所定単位×39/1000			
介護職員等ベースアップ等支援加算		令和6年5月31日まで			
		所定単位×8/1000			
介護職員等処遇改善加算(I)		令和6年6月1日より			
		所定単位×75/1000			

実費負担 ~令和6年7月

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	0	150	50
第2段階	600	370	150	50
第3段階①	1,000	370	150	50
第3段階②	1,300	370	150	50
第4段階	1,445	377	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

実費負担 令和6年8月~

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	0	150	50
第2段階	390	430	150	50
第3段階①	650	430	150	50
第3段階②	1,360	430	150	50
第4段階	1,445	437	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

※二人部屋(特別な室料) 1日 770円

※日常生活費及び教養娯楽費は利用者の選択です。

その他の費用

電気代	私物洗濯代	55円/枚	文書料	診断書(一般)	2,200円	
	テレビ	10円/日			診断書(生命保険)	5,500円
	冷蔵庫	20円/日			死亡診断書	3,300円
	毛布	20円/日				

済生会大牟田ライフケア院 多床室 介護予防短期入所療養介護 利用料金表

報酬項目		1割	2割	3割	
介護老人保健施設 介護予防短期入所療 養介護費(Ⅰ)	介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 【基本型】	要支援1	613	1,226	1,839
		要支援2	774	1,548	2,322
	介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) 【在宅強化型】	要支援1	672	1,344	2,016
		要支援2	834	1,668	2,502
夜勤体制加算(夜間帯の職員数が、利用者20名に対して1名以上の配置を実施した場合)		24	48	72	
個別リハビリテーション実施加算(個別のリハビリテーション計画にもとづき、個別のリハビリを20分実施した場合)		240	480	720	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)※(BPSD(幻覚、妄想、興奮、不穏、徘徊等)に対応した場合)		200	400	600	
若年性認知症利用者受入加算(※との併用不可)(65歳未満で認知症がある場合)		120	240	360	
総合医学管理加算(10日を上限)(感染症や熱発等の状況で受け入れを行った場合)		275	550	825	
口腔連携強化加算(1回につき50単位(1月に1回を限度))(歯科衛生士又は介護士による口腔評価をした場合)		50	100	150	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
送迎加算(片道あたり)(自宅と施設間の送迎を実施した場合)		184	368	552	
療養食加算(1食)(医師の処方により療養食を提供した場合)		8	16	24	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(専門的な認知症ケアを行った場合)		3	6	9	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)(専門的な認知症ケアを行った場合)		4	8	12	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理(1日につき連続3日まで)(緊急や無得ず医療行為が必要となった場合) 特定治療	518	1,036	1,554	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		100	200	300	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		10	20	30	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	44	66	
介護職員処遇改善加算(1)	令和6年5月31日まで	所定単位×39/1000			
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年5月31日まで	所定単位×8/1000			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年6月1日より	所定単位×75/1000			

実費負担 ~令和6年7月

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	0	150	50
第2段階	600	370	150	50
第3段階①	1,000	370	150	50
第3段階②	1,300	370	150	50
第4段階	1,445	377	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

実費負担 令和6年8月~

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	0	150	50
第2段階	390	430	150	50
第3段階①	650	430	150	50
第3段階②	1,360	430	150	50
第4段階	1,445	437	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

※二人部屋(特別な室料) 1日 770円

※日常生活費及び教養娯楽費は利用者の選択です。

その他の費用

私物洗濯代		55円/枚	文 書 料	診断書(一般)	2,200円
電 気 代	テレビ	10円/日		診断書(生命保険)	5,500円
	冷蔵庫	20円/日		死亡診断書	3,300円
	毛布	20円/日			

## 【別紙1】

# 介護老人保健施設 大牟田ライフケア院 ユニット

## (重要事項説明書)

(令和5年11月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### 1) 施設の名称等

・施設名	社会福祉法人 <small>恩賜 財団</small> 福岡県済生会 介護老人保健施設 大牟田ライフケア院 ユニット
・施設長名	石倉 昭彦
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 4054480142号
・開設年月日	平成26年10月1日
・所在地	〒837-0916 大牟田市田隈599番18
・電話番号	(0944) 52-8899
・ファックス番号	(0944) 52-8898
・Eメール	lifejimu@arion.ocn.ne.jp

#### 2) 介護老人保健施設の理念

- (1) 利用者の意思と人格を尊重し、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。
- (2) 家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

#### 3) 介護老人保健施設の役割

##### (1) 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

##### (2) リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

##### (3) 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

##### (4) 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が続けられるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リ

ハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

(5) 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

(6) 無料低額療養介護施設

済生会は、「救療済生」の理念のもとに、経済的に恵まれない利用者に対し、社会福祉法人としての使命達成に努めます。

4) 施設の職員体制

施設長（医師）	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
薬剤師	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
看護職員	4名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
		早出の勤務時間	6：30～15：00
		遅出の勤務時間	10：30～19：00
		夜勤の勤務時間	16：30～ 9：00
介護職員	10名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
		早出の勤務時間	6：30～15：00
		遅出の勤務時間	10：30～19：00
		夜勤の勤務時間	16：30～ 9：00
理学療法士等	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
支援相談員	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
管理栄養士	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
介護支援専門員	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
歯科衛生士	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00
事務員	1名以上	正規の勤務時間	8：30～17：00

5) 入所定員等

- ・定員 40名（うち、短期療養介護・介護予防短期療養空床利用）
- ・療養室 ユニット個室40室

2. サービス内容

①サービス計画の立案

施設サービス計画・短期入所療養計画、通所リハビリテーション計画・介護予防サービス支援計画書（介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション）等、それぞれの計画立案にあたっては利用者に関わるあらゆる職種・

職員の協議のもとに作成されますが、その際利用者・扶養者（家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意を頂くようにしています。

②食事（原則として食堂でとっていただきます。）

・朝食 8時00分から ・昼食 12時00分から ・夕食 18時00分から

③入浴（一般浴槽のほか、介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

④医学的管理・看護

⑤介護（退所時の支援も行います）

⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室で行いますが、施設内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑦相談援助サービス

⑧理容美容サービス

理容美容師が当施設へ出張してまいります。（施設入所、短期入所のみ）

⑨利用時間の延長利用

通所リハビリテーションにおいて、ご家族等が何らかの理由により、居宅介護サービス計画で定められた利用時間を延長する場合、延長加算に適応します。

### 3. 利用者負担の額

利用者負担の額を以下のとおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 法定代理受領サービス以外の利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、電気料、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用料金表に掲載の料金により支払いを受けた場合、領収書を交付する。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、利用者負担説明書に示す。

### 4. 記録

当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の家族等（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

### 5. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身

の状況、緊急やむを得なかった理由等を家族に説明し同意のもとに行い、診療録に記載する。

## 6. 虐待防止に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための施設職員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその扶養者（家族）からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、施設職員又は扶養者若しくは利用者の家族等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 7. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

## 8. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 4 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

## 9. 他機関・施設との連携

### 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力を頂き利用者の状態が急変した場合には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名称 福岡県済生会大牟田病院
  - ・ 住所 大牟田市田隈 8 1 0
- ・ 協力歯科医療機関

- ・名称 まつだ歯科
- ・住所 大牟田市手鎌743

◇緊急時には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

## 2 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合は、他の施設・医療機関を紹介させていただきます。

## 10. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

また、水防法第15条の3第1項に基づく、利用者の洪水、高潮時の避難確保計画も行っていきます。

- 1) 火元責任者には、当施設の職員を充てる。
- 2) 防災設備（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災報知設備、誘導灯、防排煙設備、非常電源「自家発電設備」「蓄電池設備」）点検は契約保守業者に依頼している。点検の際は、防火管理者が立ち会っています。
- 3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- 4) 基礎訓練（消火・通報・避難）を年に2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練）行っています。また、防災教育は年に1回以上行っています。

## 11. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、処罰を求めるものとする。

## 12. ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、研修を定期的実施するなど必要な措置を講じ、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）  
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当

然」と理不尽なサービスを要求する

- ② 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする。

#### 【ご利用にあたって】

- ◎ ご利用の申込み時には、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- ◎ 当施設は、入院の必要のない程度の方々を対象としていますが、医師、看護職員が常勤していますので利用者の状態を把握して適切な医療・看護を行い、利用者の立場に立って明るく家庭的な雰囲気のもとで安心して生活いただけるよう心がけていますので、ご利用の皆様には下記の点にご留意下さい。

- ・面会

8時30分から19時00分までとなっておりますが、ご家族等の都合によりそれ以外の時間帯になる場合にはご連絡下さい。

- ・外泊

1ヶ月につき6日を限度として外泊できますので申し出下さい。

- ・飲酒、喫煙

原則としてご遠慮願います。但し、医師の判断により例外的に量を制限し許可することがあります。施設敷地内は禁煙とします。

- ・火器の取り扱い

火器類の持込は、固くお断り致します。

- ・所持品、備品等の持込

必要最小限の持込をお願いします。

- ・金銭、貴重品の管理

利用者自身で行うが、基本的には持ち込みは禁止する。利用者が所持され紛失その他被害が生じた場合は、当施設としての責任は、負いかねますのでご了承願います。

- ・外泊時等の施設外での受診

外泊時等に受診の必要が生じた場合は、事前に当施設へご連絡ください。

- ※ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持込等については、堅くお断り致します。

- ◎ 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談員が受け付け窓口となりますので、お気軽にご相談下さい。また、各階に備え付けた「ご意見箱」をご利用下さい。

要望・苦情等の解決の結果は、個人情報に関するものを除き、掲示板の「お意見にお答えします」にて公表致します。



済生会大牟田ライフケア院 ユニット(2F)利用料金表

報酬項目		1割	2割	3割		
ユニット型介護保健施設 サービス費(Ⅰ)	(一)ユニット型介護保健施設サービス費 (i) <ユニット型個室> 【基本型】	【基本型】 厚生労働省が定める指標 が40点以上60点未 満の場合	要介護1	802	1,604	2,406
		要介護2	848	1,696	2,544	
		要介護3	913	1,826	2,739	
		要介護4	968	1,936	2,904	
		要介護5	1,018	2,036	3,054	
	(二)ユニット型介護保健施設サービス費 (ii) <ユニット型個室> 【在宅強化型】	【在宅強化型】 厚生労働省が定める 指標が60点以上の 場合	要介護1	876	1,752	2,628
		要介護2	952	1,904	2,856	
		要介護3	1,018	2,036	3,054	
		要介護4	1,077	2,154	3,231	
		要介護5	1,130	2,260	3,390	
夜勤体制加算(20名に1名以上、かつ利用者41以上では2、利用者40以下では1を超えること)		24	48	72		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		33	66	99		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		258	516	774		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		200	400	600		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)		240	480	720		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)		120	240	360		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		51	102	153		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51	102	153		
外泊時費用(1月に6日を上限とする)		362	724	1,086		
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)(1月に6日を上限とする)		800	1,600	2,400		
ターミナル ケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1,900	3,800	5,700		
	ターミナルケア加算(2~3日)	910	1,820	2,730		
	ターミナルケア加算(4~30日)	160	320	480		
	ターミナルケア加算(31~45日)	72	144	216		
初回加算(Ⅰ)		60	120	180		
初回加算(Ⅱ)		30	60	90		
退所時栄養情報連携加算		70	140	210		
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)療養食含)		200	400	600		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450	900	1,350		
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		480	960	1,440		
退所時等 支援等加算	試行的退所時指導加算	400	800	1,200		
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500	1,000	1,500		
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250	500	750		
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600	1,200	1,800		
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400	800	1,200		
	訪問看護指示加算	300	600	900		
協力医療機関連携加算(1)(R6年度まで)/月		100	200	300		
協力医療機関連携加算(1)(R7年度から)/月		50	100	150		
協力医療機関連携加算(2)(R7年度から)/月		5	10	15		
経口移行加算/180日以内		28	56	84		
経口維持 加算	経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1,200		
	経口維持加算(Ⅱ)	100	200	300		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90	180	270		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110	220	330		
療養食加算(1食)		6	12	18		
かかりつけ医連携薬 剤調整加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140	280	420		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70	140	210		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240	480	720		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100	200	300		
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	518	1,036	1,554		
	特定治療					
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)(1月に1回7日を限度)	239	478	717		
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1月に1回10日を限度)	480	960	1,440		
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		150	300	450		
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		120	240	360		
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	400	600		
自立支援促進加算		300	600	900		

科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	80	120
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60	120	180
安全対策体制加算(1回)		20	40	60
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	6	9
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	26	39
排泄支援加算	排泄支援加算(Ⅰ)	10	20	30
	排泄支援加算(Ⅱ)	15	30	45
	排泄支援加算(Ⅲ)	20	40	60
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(1月につき)		10	20	30
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)(1月につき)		5	10	15
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)		240	480	720
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき)		100	200	300
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき)		10	20	30
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	44	66
介護職員処遇改善加算(1)	令和6年5月31日まで	所定単位×39/1000		
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年5月31日まで	所定単位×8/1000		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年6月1日より	所定単位×75/1000		

実費負担～令和6年7月

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	820	150	50
第2段階	390	820	150	50
第3段階①	650	1,310	150	50
第3段階②	1,360	1,310	150	50
第4段階	1,445	2,006	150	50

実費負担 令和6年8月～

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	880	150	50
第2段階	390	880	150	50
第3段階①	650	1,370	150	50
第3段階②	1,360	1,370	150	50
第4段階	1,445	2,066	150	50

※日常生活費及び教養娯楽費は利用者の選択です。

その他の費用

私物洗濯代		55円/枚	文書料	診断書(一般)	2,200円
電気代	テレビ	10円/日		診断書(生命保険)	5,500円
	冷蔵庫	20円/日		死亡診断書	3,300円
	毛布	20円/日			

済生会大牟田ライフケア院 ユニット 短期入所療養介護 利用料金表

報酬項目		1割	2割	3割	
（施設） ユニット 短期入所 療養老人 介護保健 費	短期入所療養介護費(i)  【基本型】	要介護1	836	1,672	2,508
		要介護2	883	1,766	2,649
		要介護3	948	1,896	2,844
		要介護4	1,003	2,006	3,009
		要介護5	1,056	2,112	3,168
	短期入所療養介護費(ii)  【在宅強化型】	要介護1	906	1,812	2,718
		要介護2	983	1,966	2,949
		要介護3	1,048	2,096	3,144
		要介護4	1,106	2,212	3,318
		要介護5	1,165	2,330	3,495
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日) (在宅における、難病及びがん末期の場合)		—			
L	(1) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(3時間以上4時間未満)	664	1,328	1,992	
	(2) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(4時間以上6時間未満)	927	1,854	2,781	
	(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(6時間以上8時間未満)	1,296	2,592	3,888	
夜勤体制加算 (夜間帯の職員数が、利用者20名に対して1名以上の配置を実施した場合)		24	48	72	
個別リハビリテーション実施加算 (個別のリハビリテーション計画にもとづき、個別のリハビリを20分実施した場合)		240	480	720	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)※ (BPSD(幻覚、妄想、興奮、不穏、徘徊等)に対応した場合)		200	400	600	
若年性認知症利用者受入加算(※との併用不可) (65歳未満で認知症がある場合)		120	240	360	
総合医学管理加算(10日を上限) (感染症や熱発等の状況で受け入れを行った場合)		275	550	825	
口腔連携強化加算(1回につき50単位(1月に1回を限度)) (歯科衛生士又は介護士による口腔の評価した場合)		50	100	150	
緊急短期入所受入対応加算(7日~14日を上限) (家族の事情により緊急受け入れを実施した場合)		90	180	270	
重度療養管理加算 (介護4・5の利用者に対して、医学的管理を実施した場合)		120	240	360	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) (厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II) (厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
送迎加算(片道あたり) (自宅と施設間の送迎を実施した場合)		184	368	552	
療養食加算(1食) (医師の処方により療養食を提供した場合)		8	16	24	
認知症専門ケア加算(I) (専門的な認知症ケアを行った場合)		3	6	9	
認知症専門ケア加算(II) (専門的な認知症ケアを行った場合)		4	8	12	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理 (1日につき連続3日まで)(緊急や無得ず医療行為が必要となった場合)	518	1,036	1,554	
	特定治療	—			
生産性向上推進体制加算(I) (見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		100	200	300	
生産性向上推進体制加算(II) (見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		10	20	30	
サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算(I)			
		22	44	66	
介護職員処遇改善加算(1)		令和6年5月31日まで			
		所定単位×39/1000			
介護職員等ベースアップ等支援加算		令和6年5月31日まで			
		所定単位×8/1000			
介護職員等処遇改善加算(I)		令和6年6月1日より			
		所定単位×75/1000			

実費負担 ~令和6年7月

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	820	150	50
第2段階	600	820	150	50
第3段階①	1,000	1,310	150	50
第3段階②	1,300	1,310	150	50
第4段階	1,445	2,006	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

実費負担 令和6年8月~

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	880	150	50
第2段階	600	880	150	50
第3段階①	1,000	1,370	150	50
第3段階②	1,300	1,370	150	50
第4段階	1,445	2,066	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

※日常生活費及び教養娯楽費は利用者の選択です。

その他の費用

私物洗濯代		55円/枚	文書料	診断書(一般)	2,200円
電気代	テレビ	10円/日		診断書(生命保険)	5,500円
	冷蔵庫	20円/日		死亡診断書	3,300円
	毛布	20円/日			

済生会大牟田ライフケア院 ユニット 介護予防短期入所療養介護 利用料金表

報酬項目		1割	2割	3割	
ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	介護予防短期入所療養介護費(i) 【基本型】	要支援1	624	1,248	1,872
		要支援2	789	1,578	2,367
	介護予防短期入所療養介護費(ii) 【在宅強化型】	要支援1	680	1,360	2,040
		要支援2	846	1,692	2,538
夜勤体制加算(夜間帯の職員数が、利用者20名に対して1名以上の配置を実施した場合)		24	48	72	
個別リハビリテーション実施加算(個別のリハビリテーション計画にもとづき、個別のリハビリを20分実施した場合)		240	480	720	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)※(BPSD(幻覚、妄想、興奮、不穏、徘徊等)に対応した場合)		200	400	600	
若年性認知症利用者受入加算(※との併用不可)(65歳未満で認知症がある場合)		120	240	360	
総合医学管理加算(10日を上限)(感染症や熱発等の状況で受け入れを行った場合)		275	550	825	
口腔連携強化加算(1回につき50単位(1月に1回を限度))(歯科衛生士又は介護士による口腔評価をした場合)		50	100	150	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(厚生労働省の定める指標を満たした場合)		51	102	153	
送迎加算(片道あたり)(自宅と施設間の送迎を実施した場合)		184	368	552	
療養食加算(1食)(医師の処方により療養食を提供した場合)		8	16	24	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(専門的な認知症ケアを行った場合)		3	6	9	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)(専門的な認知症ケアを行った場合)		4	8	12	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理(1日につき連続3日まで)(緊急や無得ず医療行為が必要となった場合) 特定治療	518	1,036	1,554	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		100	200	300	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(見守り機器等を利用し、業務分担やデータの提出・分析を実施した場合)		10	20	30	
サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			
		22	44	66	
介護職員処遇改善加算(1)		令和6年5月31日まで			
介護職員等ベースアップ等支援加算		令和6年5月31日まで			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		令和6年6月1日より			
		所定単位×39/1000			
		所定単位×8/1000			
		所定単位×75/1000			

実費負担 ~令和6年7月

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	820	150	50
第2段階	600	820	150	50
第3段階①	1,000	1,310	150	50
第3段階②	1,300	1,310	150	50
第4段階	1,445	2,006	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

実費負担 令和6年8月~

負担段階	食費	居住費	日常生活費	教養娯楽費
第1段階	300	880	150	50
第2段階	600	880	150	50
第3段階①	1,000	1,370	150	50
第3段階②	1,300	1,370	150	50
第4段階	1,445	2,066	150	50
食費内訳	1,445	朝 395	昼 630	夕 420

※日常生活費及び教養娯楽費は利用者の選択です。

その他の費用

私物洗濯代		55円/枚	文書料	診断書(一般)	2,200円
電気代	テレビ	10円/日		診断書(生命保険)	5,500円
	冷蔵庫	20円/日		死亡診断書	3,300円
	毛布	20円/日			